

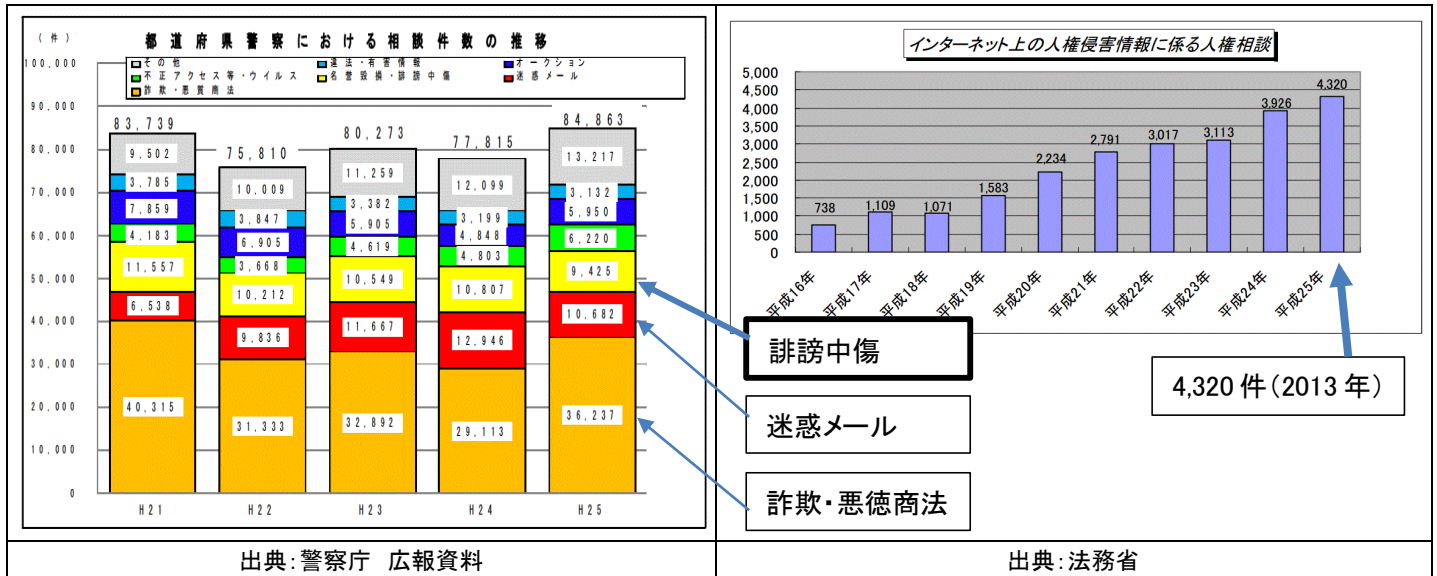
2014年10月27日 東京都庁第二庁舎31階 特別会議室23

# インターネットと人権

佐藤佳弘 (株) 情報文化総合研究所、武蔵野大学

## 1. ネット人権侵害の相談の状況

「ネット上での名誉毀損・誹謗中傷」に関する相談件数



警察に寄せられる相談: 毎年約1万件

法務局・地方法務局に寄せられる相談: 年間 4,320 件

## 2. ネット上の人権侵害

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 名誉毀損</li> <li>(2) 侮辱</li> <li>(3) 信用毀損</li> <li>(4) 脅迫</li> <li>(5) さらし (個人情報、プライバシー)</li> <li>(6) ネットいじめ             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 学校裏サイト</li> <li>- なりすましメール</li> <li>- SNS いじめ</li> <li>- 動画いじめ</li> <li>- 職場いじめ</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 児童ポルノ</li> <li>(8) ハラスメント             <ul style="list-style-type: none"> <li>- セクハラ</li> <li>- パワハラ</li> <li>- ソーハラ</li> </ul> </li> <li>(9) 差別             <ul style="list-style-type: none"> <li>- 被差別部落、外国人、障害のある人、生活困難者、女性、病気、性的マイノリティ、性同一性障害、少数民族、犯罪被害者、子ども、婚外子、高齢者、他</li> </ul> </li> </ul> |
|--|--|

誰もが被害者にも加害者にもなる危険がある。

### 3. ネット時代の法整備

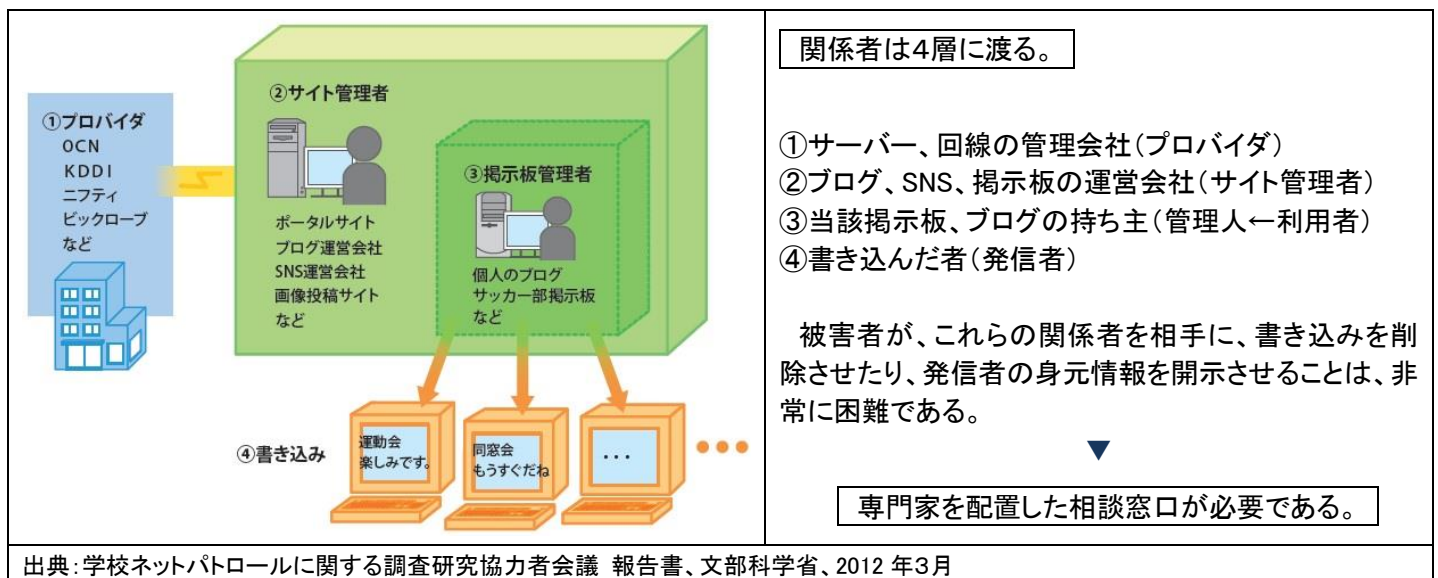
- (1) プロバイダ責任制限法（2002年5月27日施行）
- (2) いじめ防止対策推進法（2013年9月28日施行：ネットいじめの防止対策を義務化）
- (3) 児童ポルノ禁止法（2014年6月改正：児童ポルノの単純所持を禁止）
- (4) ストーカー規制法（2013年10月改正：執拗なメールを「つきまとい行為」に追加）

#### <法の隙間>

- ・プロバイダ、サイト管理者、掲示板管理者に常時監視義務なし。
- ・一般私人がネットに他人の個人情報や無断で掲載しても刑罰なし。
- ・プライバシー侵害の行為は禁止されていない。
- ・無料通話アプリでの児童に性行為を求める書き込みは処罰の対象外。
- ・SNSでの執拗なメッセージ送信は、ストーカー行為の対象外。
- ・恋愛感情が伴っていない執拗なメール送信は、ストーカー行為の対象外。
- ・漫画、アニメでの児童ポルノは、児童ポルノ禁止法の対象外。
- ・流布した人権侵害の書き込みの削除に強制力はない。

### 4. 容易に消せない誹謗中傷の書き込み

プロバイダ責任制限法が施行され、要請書式も用意され、表向きには手続きが整備された。しかし、現実的には誹謗中傷書き込みの削除は容易ではない。



#### <悪質書き込みの削除>

- (1) 発信者に削除請求（メール、内容証明郵便）→発信者不明、削除拒否
- (2) 掲示板管理者に削除請求（メール、連絡ページ）→請求放置、削除拒否
- (3) サイト管理者に削除請求（メール、削除依頼ページ）→難航
- (4) ネット接続業者（プロバイダ）に削除請求（送信防止措置依頼書）→難航
- (5) 裁判所に削除仮処分命令の申立て。プロバイダに仮処分決定書を提示し、削除を要請する。

#### <発信者の身元情報の開示>

- (1) サイト管理者に IP アドレスの開示請求→拒否
- (2) 裁判所に IP アドレス開示の仮処分命令申請→IP アドレスからプロバイダがわかる。
- (3) プロバイダに「発信者の氏名・住所の情報開示」を請求→回答拒否
- (4) プロバイダを被告として、発信者情報開示訴訟→訴訟に勝って、初めて「発信元の PC」を特定できる。